

ごみ焼却施設の維持管理の情報

令和8年度(2026年度)

単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量								
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	886.87	0.00				/
		2号炉	4,792.79	4,955.77				
		3号炉	4,851.60	4,977.66				
		合計	10,531.26	9,933.43				
燃焼ガス等に関する記録								
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,028	—				800 以上
		2号炉	999	1002				
		3号炉	957	951				
集じん器入口の温度	℃	1号炉	173	—				200 以下
		2号炉	171	172				
		3号炉	175	176				
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	1.6	—				100 以下
		2号炉	1.3	1.3				
		3号炉	1.3	1.4				
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 (ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施)					/
	2号炉							
	3号炉							

単位		10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量								
可燃ごみの焼却量	t	1号炉						/
		2号炉						
		3号炉						
		合計						
燃焼ガス等に関する記録								
燃焼ガスの温度	℃	1号炉						800 以上
		2号炉						
		3号炉						
集じん器入口の温度	℃	1号炉						200 以下
		2号炉						
		3号炉						
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉						100 以下
		2号炉						
		3号炉						
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 (ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施)					/
	2号炉							
	3号炉							

煙突から排出される排ガスの測定結果

	単位		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	排出基準
採取日	—	1号炉							
		2号炉							
		3号炉	R8.4.27						
計量証明発行日	—	1号炉							
		2号炉							
		3号炉	R8.5.11						
硫黄酸化物	Nm ³ /h	1号炉		—					K値規制 ^{※1}
		2号炉							
		3号炉	0.016						
ばいじん ^{※2}	g/Nm ³	1号炉		—					0.04
		2号炉							
		3号炉	<0.001						
塩化水素 ^{※2}	mg/Nm ³	1号炉		—					700
		2号炉							
		3号炉	1.1						
窒素酸化物 ^{※2}	ppm	1号炉							250
		2号炉							
		3号炉	7						

※1 硫黄酸化物の排出量は、地域ごとに定められた係数(K値)と、煙突の有効高さ等によって規制されており、K値が小さいほど排出規制も厳しくなります。

豊中市のK値は1.17で、排出規制値は5.0Nm³/h(届出排出ガスより算出)です。

濃度に換算すると、およそ110ppmです。

※2 ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度については、酸素濃度(12%)換算値

※3 焼却炉停止中です。

ダイオキシン類にかかる測定結果

	採取日	計量証明発行日	測定結果	排出基準
1号炉			ng-TEQ/Nm ³	0.1 ng-TEQ/Nm ³
2号炉			ng-TEQ/Nm ³	
3号炉			ng-TEQ/Nm ³	
下水放流水			pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

▽ <測定値 : 定量下限値(正確に定量測定ができる最低濃度)未満を表しています。

▽ 酸素12%換算 : 関係法令により規制されている、酸素濃度12%の状態に換算した濃度を示しています。

▽ Nm³ : 0°C1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位です。

▽ TEQ(毒性等量) : いちばん毒性の強いダイオキシン2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性を1として換算した値を示しています。

▽ 排出基準値 : 大気汚染防止法、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいており、届出に用いた値から算出した値を示しています。